

## 史跡新池埴輪製作遺跡保存活用計画策定支援業務 仕様書

### 1 業務名称

史跡新池埴輪製作遺跡保存活用計画策定支援業務

### 2 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

### 3 業務の目的

新池遺跡は奈佐原丘陵西側の谷底平野から中位段丘上に展開する5世紀から6世紀の埴輪生産に関わる窯や工房、工人集落などで構成される。このうち埴輪生産に関わる遺構群である18基の窯跡や3棟の工房跡を含む4163.99㎡が平成3年7月20日に「史跡今城塚古墳附新池遺跡埴輪製作遺跡」として国史跡に指定された。整備事業は平成7年3月に完了し、史跡公園「ハニワ工場公園」（高槻市上土室一丁目1-16）として公開している。

史跡公園は公開以来30年が経過し、復元建物や展示施設の更新が課題となっている。本事業は、貴重な歴史遺産を適切に保存し、史跡及び周辺の一層の活用を図り、未来へ継承していくために、保存・活用の基本方針となる保存活用計画を策定することを目的とする。

### 4 技術者の配置

- ① 受注者は、本業務における主任技術者と担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- ② 主任技術者は、本仕様書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- ③ 主任技術者は、令和元年度以降に史跡保存活用計画の実務経験を有する者でなければならない。

### 5 業務計画書

- ① 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、発注者の承認を得なければならない。
- ② 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、発注者に変更業務計画書を提出し、承認を得なければならない。

### 6 業務内容

本業務は、「史跡今城塚古墳附新池遺跡埴輪製作遺跡」の保存と活用を目的として整備された、史跡公園「ハニワ工場公園」の再整備のため、保存活用計画の策定を支援する業

務である。計画策定にあたっては「高槻市史跡整備指導検討会」の指導のもとに実施する。業務の履行に関しては本市と十分協議の上、必要に応じて国、大阪府の意見を反映させるものとする。

#### (1) 計画案その他資料の作成

##### ①計画案の検討・作成

文化庁が作成した「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」に基づき、本市にふさわしい計画案を作成する。なお、作成に際しては大阪府が策定した「文化財保存活用大綱」のほか、本市が策定した「高槻市文化財保存活用地域計画」、また本市が刊行した『新池埴輪製作遺跡保存整備基本計画報告書』、『史跡新池埴輪製作遺跡保存整備展示基本設計報告書』、『ハニワ工場公園一史跡今城塚古墳附新池埴輪製作遺跡整備事業報告書』をふまえた上で、他自治体の計画や国の動向などについても情報を収集し内容をふまえること。

##### ②保存活用計画の策定にかかる調査等に関する支援

市勢状況、市域の自然的環境、歴史的環境、社会的環境、上位計画、関係法案等の調査・データ収集を行い、調査成果を整理した上、必要に応じて国、大阪府の意見を反映させるものとする。

##### ③史跡および周辺の現状把握・分析

史跡の利用状況を把握し、史跡を構成する要素や保存状態（復元建物、ハニワ工場館、窯跡の遺存状態・植生・地形・土地利用状況・景観・法規制などの各種条件）を確認するため適宜現地調査を実施し、調査成果を整理・分析したうえで市へ提供すること。

##### ④現状・課題の整理

活用計画の策定に向け、既往の諸計画をふまえて、史跡の構成要素、本質的価値について整理し、保管管理及び活用の基本的な方針、現状の課題等についての分析をおこなう。特に、復元工房や復元窯の建物構造や形状の妥当性、18号窯の遺構露出展示のあり方についての検討を進めるうえでの情報収集を行い、史跡の保存・活用にかかわる基本的な方針、現状の課題について整理する。

##### ⑤委員会等の運営支援

令和8年度に全3回の開催を予定している委員会（史跡整備指導検討会）の開催にあたり、2回分について必要な資料の作成及び議会、地元説明会などの資料印刷を行う。また、委員会開催時には同席することとし、開催後は速やかに議事録を作成し、提出すること。スケジュールは以下のとおり。

##### 委員会スケジュール

令和8年度

第1回委員会 保存活用計画の策定について ※業務対象外

第2回委員会 各章の内容確認

### 第3回委員会 文化庁協議を踏まえた最終案について

#### (2) 保存活用計画の策定（令和8年度）

上記（1）の成果、指導、提言等をもとに史跡の現状変更等や取扱い基準、追加指定などを含む保存・管理と史跡の整備・活用の方向性を取りまとめた保存活用計画を策定する。

#### (3) 『史跡新池埴輪製作遺跡保存活用計画書』の作成（令和8年度）

以下の目次（案）に沿って『史跡新池埴輪製作遺跡保存活用計画書』として取りまとめ、印刷製本をおこなうこと。

##### 第1章 計画策定の沿革と目的

- (1) 計画策定の沿革 / (2) 計画の目的 / (3) 委員会の設置・経緯
- (4) 他の計画との関係 / (5) 計画の対象範囲 / (6) 計画期間

##### 第2章 史跡を取り巻く環境

- (1) 自然的環境 / (2) 社会的状況 / (3) 歴史的環境 / (4) 文化財

##### 第3章 史跡の概要

- (1) 指定に至る経緯 / (2) 指定の状況 / (3) 指定範囲
- (4) 指定告示 / (5) 指定に至る調査成果 / (6) 指定地の状況
- (7) 平成4～6年度整備工事の概要

##### 第4章 史跡の本質的価値

- (1) 史跡の本質的価値の明示 / (2) 新たな価値評価の視点の明示
- (3) 構成要素の特定

##### 第5章 史跡の現状・課題

- (1) 保存管理の現状と課題 / (2) 活用の現状と現状の課題
- (3) 整備の現状と課題 / (4) 運営・体制整備の現状と課題

##### 第6章 大綱・基本方針

- (1) 保存活用大綱 / (2) 基本方針

##### 第7章 史跡の保存（保存管理）

- (1) 史跡保存の方向性 / (2) 保存の方法

##### 第8章 史跡の活用

- (1) 活用の方向性 / (2) 活用の方法

##### 第9章 史跡の整備

- (1) 整備の方向性 / (2) 整備の方法

##### 第10章 運営・体制の整備

- (1) 方向性 / (2) 方法

##### 第11章 施策の実施計画

## 第12章 経過観察

②規格 A4版、本文・図版等（カラー写真等）

③印刷入稿用データ仕様 Adobe社 InDesign等 及びPDF  
保存形式、バージョンについては協議の上決定する

④印刷部数 『史跡新池埴輪製作遺跡保存活用計画書』  
150部、同概略版300部

### (4) 史跡整備イメージパース図の作成

作成した保存活用計画書の素案をもとに史跡整備のイメージパース図を作成すること。

### (5) 成果品

委員会会議録等記録報告書 一式

打ち合わせ等会議録 一式

作成資料等関連データ 一式

関連事業資料及び会議録等 一式

史跡新池埴輪製作遺跡保存活用計画書及び概略版

計画書150部 概略版300部

史跡新池埴輪製作遺跡保存活用計画書及び概略版 入稿データ 一式

史跡整備イメージパース（鳥瞰図） 1部

その他委託者が指示するもの

### (6) その他

- ・受託者は、円滑に業務が進められるように十分な体制で臨むこと
- ・本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、速やかに本市と協議し、その決定に従うこと
- ・受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的外に使用しないこと
- ・本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属させるものとし、受託者は、本市の許可なく他に使用、複製又は貸与してはならない
- ・本業務を実施するうえで、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するとともに、成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこと（そのための経費は委託料に含む）